

# 那珂市議会 総務生活常任委員会記録

開催日時 令和5年6月6日(火) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 富山 豪 副委員長 關 守  
委員 寺門 勲 委員 菫谷 俊行  
委員 木野 広宣 委員 君嶋 寿男

欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 会沢 義範 次長 秋山 雄一郎  
次長補佐 岡本 奈織美

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明	企画部長 渡邊 荘一
政策企画課長 篠原 広明	政策企画課長補佐 宇佐美 智也
財政課長 大内 正輝	財政課長補佐 照沼 克美
総務部長 玉川 一雄	税務課長 小林 正博
税務課長補佐 鈴木 正寿	市民協働課長 秋山 光広
市民協働課長補佐 山田 明	市民課長 関 雄二
市民課長補佐 飯村 秀樹	消防長 小田部 茂生
消防本部総務課長 寺門 薫	消防本部警防課長 寺門 弘文
消防本部警防課長補佐 和田 郁生	

会議事件

- (1) 議案第29号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)  
…原案のとおり承認すべきもの
- (2) 議案第30号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)  
…原案のとおり承認すべきもの
- (3) 議案第32号 専決処分について(令和5年度那珂市一般会計補正予算(第2号))  
…原案のとおり承認すべきもの
- (4) 議案第33号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例  
…原案のとおり可決すべきもの
- (5) 議案第34号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例  
…原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第35号 那珂市税条例の一部を改正する条例

…原案のとおり可決すべきもの

(7) 議案第36号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第3号)

…原案のとおり可決すべきもの

(8) 議案第37号 物品売買契約の締結について(常備消防車両購入)

…原案のとおり可決すべきもの

(9) 議案第38号 物品売買契約の締結について(消防団車両購入)

…原案のとおり可決すべきもの

その他

(10) 視察研修について

…質問事項の決定

(11) 議員と語ろう会について

…委員配置の決定

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 皆さん、改めましておはようございます。

本日は総務生活常任委員会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

先日の台風2号に接近に伴います大雨でございますが、本市においては、大きな被害が確認されなかったこと、大変ほっとしております。ですがこれからが長雨、大雨のシーズンの本番でございます。引き続きの注意警戒をよろしくお願い申し上げまして、簡単でございますが、ご挨拶に代えさせていただきますと思います。

開会前にご連絡いたします。

本日は換気のため廊下側のドアを開放し、常任委員会を行います。ご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。

会議は公開しており傍聴可能といたします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送いたします。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は電源をお切りいただくか、マナーモードにするなどのご配慮を願います。

ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、これより総務生活常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議会事務局職員が出席しております。

ここで、議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 改めて皆さんおはようございます。

委員長からお話ありましたが、台風2号も警報が出まして、大変心配を皆さんが

したと思いますが、被害もなく終わりよかったなと思っています。今日はですね会議事件は少しありますが、慎重な中でもまたスムーズなご審議をいただきながら進めていただければと思いますのでどうぞよろしく願います。

委員長 続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

総務生活常任委員会のご出席、お疲れさまでございます。

委員長それから議長のほうからお話ありましたが、週末の大雨、心配されましたが、本市おきましては大きな被害がなく、終了いたしました。今回早めに災害対策本部を設置しまして、避難所開設も早めにさせていただきました。委員長からありましたようにこれから出水期ということでございますので、今後とも万全を期していきたいというふうに考えてございます。

本日ご審議いただく案件は9件でございますが、この後物価高騰関係で改めて追加でお願いを申し上げたいと考えてございます。ご審議のほど、どうぞよろしく願います。

委員長 本委員会の会議事件は、別紙会議次第のとおりでございます。

これより議事に入ります。

議案第32号 専決処分について（令和5年度那珂市一般会計補正予算（第2号））を議題といたします。

財政課より一括して説明を願います。

財政課長 財政課長の大内です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしく願います。

それでは、議案第32号をご覧ください。

議案第32号 専決処分についてご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

3ページをお願いいたします。

令和5年度那珂市一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条になります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,434万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ228億9,331万円とするものです。

6ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金897万3,000円。

2目民生費国庫補助金4,536万8,000円。

7ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款総務費、3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費897万3,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

木野委員 個人番号カードなんですけども、現在多分予約されてから来られているかと思うんですけども、どのぐらいまで予約が埋まっていますか。

市民課長 受取の予約につきましては、予約状況として今週ぐらいまでは埋まっていて来週ぐらいからまた空きがある状況です。

以上です。

木野委員 それに伴ってですね、個人カードでいろいろと最近メディアなんかで問題になっていますけども、那珂市として注意されていることは何かありますか。

市民課長 いわゆるマイナトラブルと言われるものが報道されております。この中で、保険証、交付金口座、マイナポイント付与と、テレビで報道されているところでございますが、那珂市においてはそのような相談は受けておりません。なおコンビニ交付に関するトラブルの総点検というのがございまして、5月25日に行われまして適正に運用がされているということを確認しております。

以上です。

委員長 ほかがございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第32号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第36号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

財政課より一括して説明を願います。

財政課長 それでは、議案第36号をご覧ください。

議案第36号 令和5年度那珂市一般会計補正予算(第3号)についてご説明いたしま

す。

3ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費になります。

2款総務費、1項総務管理費、らぼーる改修事業2億2,996万6,000円。

5ページをお願いいたします。

第4表地方債補正になります。

起債の目的、らぼーる施設改修事業債、限度額2億690万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じになります。

7ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳入になります。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金74万8,000円。

3目衛生費国庫補助金5,410万円。

19款繰入金、1項繰入金、1目財政調整繰入金、5,538万4,000円。

21款諸収入、4項雑入、4目雑入250万円。

22款市債、1項市債、1目総務債2億690万円。

8ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、7目コミュニティ費、2億3,246万6,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

寺門委員 8ページでございますが、らぼーるの改修事業に伴いまして、工事請負費の下のところ、屋根等改修工事となっておりますが、この屋根等といいますと、屋根以外にどういった工事を考えておられるのかお伺いいたします。

市民協働課長 市民協働課よりご説明いたします。外構につきましては外のつなぎ目等のところについても雨漏りが発生しています、また玄関のひさし等も雨漏りが発生していますのでそれを含めての予算となっております。

以上です。

寺門委員 分かりました。

木野委員 同じくらぼーるの件ですけども、改修工事はいつからいつぐらいまでの期間でされるのかお伺いいたします。

市民協働課長 調査をした段階では7か月から8か月かかる予定で今回の予算計上しております。ただ雨漏り工事になることから早期着手、早期完了を、施設の貸館業務に影響が出な

いなどを含め屋根部分と先ほど説明いたしました外構部分に分けての工事が可能かを含めて、今現在、設計をし直しているところでございます。今後それによって早期発注をし、早い完了を目指してやっていきたいと考えております。

以上です。

木野委員 そうしますとほかの利用する施設に関しては影響がないようにするということがよろしいでしょうか。

市民協働課長 そのとおりでございます。

委員長 そのほかご質問ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時12分)

再開(午前10時13分)

委員長 再開いたします。

財政課及び消防本部が出席しました。

議案第37号 物品売買契約の締結について(常備消防車両購入)を議題といたします。

執行部より説明を願います。

財政課長 引き続き財政課になります。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、議案第37号をご覧ください。

議案第37号 物品売買契約の締結についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、西消防署配備の消防ポンプ自動車の購入に係る物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしまして、契約の目的、消防ポンプ自動車の更新になります。契約の方法、指名競争入札による契約。契約の金額、5,433万8,666円。契約の相手方、東京都北区田端六丁目1番1号、日本ドライケミカル株式会社、車両営業部部長、大澤隆行でございます。

次のページをお願いいたします。

納品の概要でございます。車名、消防ポンプ自動車、仕様シャシ、消防専用シャシ、シャシ寸法、全長6,000ミリ以下、全幅1,950ミリ以下、全高3,000ミリ以下、エンジン型式、ディーゼルエンジン、乗車定員5人、ポンプ装置一式でございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

君嶋委員 お聞きします、車を変えるということは別に私問題なく賛成していますが、この選ぶときに、車をどういう選び方をしているのかなって思うんですね、結局値段で決めているのか、それともその整備車両の使いやすさ、あとは、車の車種とか、そういうのを含めての選び方どういう選び方をしているのかちょっとその点お伺いいたします。

消防本部警防課長 お答えいたします。

消防ポンプ自動車の艤装及びポンプ双方に特化した業者を選定しております。また過去の実績、車載品、積載物とか、車両の現物等を提示してくれた業者、また当本部の実情に合わせた、仕様に対応出来、資機材、車両の故障に対し、即座に対応可能な業者を選択しております。

以上でございます。

君嶋委員 使うということは署員の方が使いやすい車種を選ぶということでよろしいですね。

私もそうですけど、車を買った時に、使い方がなかなか分からないと、乗りこなせないっていうか、そういうことがあった場合に、きちっとやはり消防署員の方が使い、作業しやすい、そういう車種選んでいるってことで、理解していいんですね。

消防本部警防課長 お見込みのとおりであります。

君嶋委員 そうすると新しく購入した場合には、その車に対しての講習とか、そういう訓練とかそういうのは実際行うんですね。

消防本部警防課長 お答えします。納車のときに専門の業者のほうから、資機材の取扱い、ポンプの取扱い等説明を受け、熟知してから使用するようにいたしております。

以上でございます。

君嶋委員 はい、分かりました。あとはメンテナンスですね、やはりいつも注意するのは、車はいつ故障になるかわからないんでそういうメンテナンス、あとはそういう時のサービスをきちんとやっていただけるような業者ということで、それで選んでいるんでしょうから、その辺はよろしくをお願いいたします。

以上です。

委員長 そのほか質疑ございませんでしょうか。よろしいですか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第38号 物品売買契約の締結について(消防団車両購入)を議題といたします。

執行部より説明を願います。

財政課長 それでは、議案第38号をご覧ください。

議案第38号 物品売買契約の締結についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、消防団第6分団第1部配備の消防ポンプ自動車の購入に係る物品売買契約を締結するため、議会の議決を求めるものでございます。

内容といたしまして、契約の目的、消防ポンプ自動車の更新になります。契約の方法、指名競争入札による契約です。契約の金額、2,282万9,067円。契約の相手方、茨城県石岡市国府五丁目2番25号、有限会社鈴機代表取締役、鈴木直人でございます。

次のページをお願いいたします。

納品の概要でございます。

車名、消防ポンプ自動車、仕様シャシ、消防専用シャシ、シャシ寸法、全長5,800ミリ以下、全幅1,900ミリ以下、全高2,800ミリ以下。エンジン型式、ディーゼルエンジン。乗車定員6人、ポンプ装置一式でございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

寺門委員 消防ポンプ自動車、第6分団第1部、購入について2点お伺いいたします。

まず1点目ですが、令和3年度に今回と同車両のポンプ自動車を購入しておりますが、令和3年度の契約金額は、2,120万1,822円でしたが、今回の契約が、162万7,245円高くなっておりますが、契約金額が今回なぜ高くなっているのか、お伺いいたします。

2点目ですが、消防団員の中には、オートマ限定の運転免許取得者が、増えてきており、また、今後若い世代からの団員確保に対応するためにも、オートマ車両を、導入していくべきと考えますが、いかがでしょうか。



以上2点よろしくお願ひいたします。

消防本部警防課長 今回の車両の増額につきましては、昨今の世界情勢による、部材価格の高騰、及び、車体のほうの安全装置装着の義務化による車体価格の上昇によるものとなります。また、車両のギア型式につきましては、今回の購入車両につきましては、オートマチックのギア車両となります。今後、オートマ限定免許証のみの入団、もしくは、機関員となられる方の運転技術の負担軽減等を考慮し、今後の車両整備のほうは、オートマチックギアの整備のほうを進めてまいります。

以上です。

寺門委員 分かりました。今後も計画的に、更新を図り、消防ポンプ業界、団体の情報なども参考に、購入状況を判断していただきたいと思ひます。

以上です。

君嶋委員 毎回いつも質問させていただいているんですけど、車を購入するときはいって、免許証ですよ、免許。若い方は、今限定とかいろいろされて、3トンということで今回も消防団員を車購入していますけど、トン数によって、免許が、多分私らのときはフルに乗れたんですけど、今の若い方は免許が、多分こう段階があるかと思うんですよ。そういうのもちゃんとチェックして、これは誰もが乗れる車なのか、それともやはりある程度の免許を持った方しか乗れないのかそこだけちょっと確認お願ひします。

消防本部警防課長 お答えいたします。

今回車両の購入車両につきましては、免許のほうにしますと、準中型免許のほうが該当となります。現在、消防団員の平均年齢が49歳ということで、現段階において、準中型免許を所持していない方が、今年度入りしました3名の新入団員のみとなります。ですので準中型の免許を所持していないがために消防ポンプ車を運転出来ないということは、現在ございません。

以上です。

君嶋委員 今回3名が該当出来ないということでしょうけど、これからどんどん募集したときに、いや若い方が入りました、先ほど言ったようにオートマの車しか乗れません。免許証は使えませんって言ったんでは、これいぎ消防団として活動が出来ないわけですから、その辺をきちんと入団するときにも確認していただいたり、その車の車種についてもそのトン数のできるものにするか、今後ちょっと課題としての検討はしていただきたいと思ひます。後オートマって結局、力は大丈夫なのかなってちょっと私心配するときあるんですけど、うちも乗っていた車でオートマだと力が少し、ましてポンプ車なんか水しよった場合に、それだけの力出せるのかなって不安になるんですがその辺は大丈夫ですか。

消防本部警防課長 お答えします。消防団の車両につきましては、消火水の積載はございません。エンジン形式は、最高出力が140馬力以上ということで仕様を定めておりますので、

現在の仕様で十分と考えております。

以上です。

君嶋委員 了解しました。あとは先ほどの免許証ですね、今度新しく入る団員の方については、その辺はきちんとチェックしてお願いをいたします。

委員長 そのほか質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いします。

休憩(午前10時26分)

再開(午前10時27分)

委員長 再開いたします。

政策企画課が出席しました。

議案第33号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例及び議案第34号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例は関連があるため、一括して議題といたします。

執行部より説明を願います。

政策企画課長 政策企画課長の篠原です。ほか2名が出席しております。どうぞよろしく願います。

それでは、議案第33号及び議案第34号を続けてご説明をさせていただきます。

まず、議案第33号 那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。那珂市原子力発電施設等立地地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

記載はございませんが、この条例の概要を申し上げますと、製造業や道路貨物運送業、それと梱包業、卸売業の業種の企業が、工場等を新增設した場合で、雇用人数や資産の取得価格の基準などを満たす場合に、取得した固定資産税の税率を不均一で3年間軽減し、初年度が10分の1、第2年度が4分の1、第3年度が2分の1に一部、減免をする

というものでございます。その場合に、市の減収分については、国の交付税措置によって補填をされるというものでございます。

下の提案理由でございます。原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正。適用期限の延長になりますが、これに伴いまして、本条例の適用期限を令和5年3月31日から令和7年3月31日に2年延長するものでございます。次のページが改正文、3ページが新旧対照表となりまして、4ページの条例の概要をお開き願います。

真ん中の本則等の第4条でございますが、右側の改正の概要にあるように、上位法の一部改正に伴い、令和5年3月31日となっている適用期限を令和7年3月31日に改正して2年延長いたします。

その下の改正条例附則では、この改正を公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するとしてございます。

続きまして議案第34号をお願いいたします。

議案第34号 那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例。那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。こちらに記載はございませんが、この条例の概要を申し上げますと、先ほどの議案第33号の条例によりまして、固定資産税が一部減免されたものについて、産業活動の活性化及び雇用機会の創出のために、市の独自施策としまして、残りの課税部分を、この条例によりまして課税免除をするというものでございます。なおこの制度における交付税措置はございません。

下の提案理由でございます。市内における産業活動の活性化及び雇用機会の創出を引き続き図るため、本条例の適用期限を令和5年3月31日から令和7年3月31日まで、2年延長するものでございます。

次のページが改正文、3ページ目が新旧対照表となりまして、4ページ目の条例の概要をお開き願います。

真ん中の本則等の第4条でございます。先ほどの条例と同じく令和5年3月31日となっている適用期限を令和7年3月31日に改正して、2年延長いたします。

その下の改正条例附則では、この改正を公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するとしております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

木野委員 議案第34号ですが、那珂市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特別措置に関する条例ってありますけどもどういったところが対象になるんでし

ようか。

政策企画課長 業種で申し上げますと、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、コールセンター業、旅館業、植物工場でございます。

以上です。

木野委員 那珂市においてはどれぐらいの会社があるのでしょうか。

政策企画課長 現在、適用になっている令和5年度課税の事業所の数としましては、4社ということになっております。企業名のほうは差し控えたいと思います。

委員長 ほかございませんか。

(なし)

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第33号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり、決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第34号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。執行部は入替えをお願いします。お疲れ様でした。

休憩(午前10時35分)

再開(午前10時36分)

委員長 再開いたします。

税務課が出席しました。

議案第29号 専決処分について(那珂市税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

執行部より説明を願います。

税務課長 税務課長の小林です。ほか3名の職員が出席しております。どうぞよろしく願います。

議案第29号 専決処分についてをご覧ください。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市税条例の一部を改正するものです。

26ページをお願いいたします。

議案第29号の説明資料となりますので、こちらの資料で説明をさせていただきます。

2の主な改正の内容となります。

(1) 個人市民税の改正内容は、次のアからウの内容となります。

アにつきましては、地方税共通納税システムの税目拡大に伴い、納税様式にeL-QRコード記載を追加するものです。

イにつきましては、肉用牛、売却所得の課税特例措置により肉用牛を売却した事業所得の課税特例の適用を、現行の令和6年度から令和9年度まで3年間延長させるものとなります。具体的には、1頭当たり100万円未満であれば、年間の売却頭数が1,500頭まで市民税が免除されるという仕組みになっております。

ウにつきましては、優良住宅地造成のために認可を受けた事業者に譲渡した場合の課税の特例となります。長期譲渡所得が2,000万円以下の場合に、税率4%とされている課税の特例の適用年度を、現行の令和5年度から令和8年度まで3年間延長するものです。

(2) 法人市民税に関する改正の内容となります。

地方税共通納税システムの税目拡大に伴い、納税様式によるeL-QRコード記載を追加するものです。

(3) 固定資産税に関する改正内容となります。

改正マンション管理適正化法に基づく管理計画認定マンション等、一定の要件を満たすマンションについて、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行った場合に適用するものですが、本市において適用の要件を満たすマンションはございません。

27ページをお願いいたします。

軽自動車税に関する改正内容となります。

環境性能のすぐれた車両の普及を促進する観点から、グリーン化特例の適用について、電気自動車等は75%軽減、ハイブリッド車、ガソリン車等で2030年度燃費基準90%を達成する車両は50%軽減し、適用期間を3年間延長。70%体制車両は25%軽減し、期限を2年間延長するものです。

(5) たばこ税に関する改正の内容となります。

地方税共通納税システムの税目拡大に伴い、納税様式にeL-QRコード記載を追加するものです。

(6) その他については、項ずれの修正によるものです。

3の施行期日等になりますが、施行日は令和5年4月1日。経過措置として、令和5年度以後に適用し、令和4年度分までについては、従前の例によります。なお、3ページから25ページは、条例の改正文、新旧対照表、改正する条例の概要となりますので、後ほどご覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

木野委員 軽自動車税についてお伺いいたします。

年々ですね軽自動車はやはり那珂市においても増えてるのでしょうか。

また納税の金額も、どのような変化があるのかお伺いいたします。

税務課長 ここ最近の軽自動車税につきましては、課税納付ともに横ばいという状況になっております。

以上でございます。

木野委員 あと5番目のたばこ税なんですけども、これは結構やっぱり多いんでしょうか、那珂市においては。

税務課長 たばこ税につきましては、本数自体も増えていまして、これは新型コロナウイルスの影響により、家で巣籠りということもあるんだと思うんですけれども、課税及び収納こちらは100%になりますので、伸びている状況となっております。

以上でございます。

委員長 そのほかございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第29号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第30号 専決処分について(那珂市都市計画税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

執行部より説明を願います。

税務課長 議案第30号 専決処分についてをご覧ください。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市都市計画税条例の一部を改正するものです。

7ページをお願いいたします。

議案第30号の説明資料となりますので、こちらの資料で説明をさせていただきます。

2の主な改正の内容となります。

(1) 都市計画税の改正内容につきましては、項ずれの修正等によるものです。

3の施行期日等になりますが、施行日は令和5年4月1日、経過措置として、令和5年度以後に適用し、令和4年度分までについては、従前の例によります。

なお、3ページから6ページは、条例の改正文、新旧対照表、改正する条例の概要になりますので、後ほどご確認くださいと存じます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第30号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

続いて、議案第35号 那珂市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

税務課長 議案第35号 那珂市税条例等の一部を改正する条例についてをご覧ください。

提案理由ですが、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、那珂市税条例の一部を改正するものでございます。

22ページをお願いいたします。

議案第35号の説明資料となりますので、こちらの資料で説明をさせていただきます。

2の主な改正の内容となります。

(1) 個人市民税の改正内容につきましては、下記のアからクの内容となります。

イを除く、アからクにつきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、課税及び徴収方法について規定する改正となります。

なお、森林環境税は1,000円となります。

イにつきましては、給与所得者が前年に提出した扶養親族等申告書に異動がない場合は、記載の簡素化が図られ、当該申告書に記載すべき事項に代えて、移動がない旨を記

載した申告書を提出することができる改正となります。

23ページをお願いいたします。

(2) 軽自動車税に関する改正の内容となります。

アにつきましては、道路交通法の一部を改正する法律等の改正に伴い、現行の原動機付自転車から区分して、新たに定義された特定小型原動機付自転車を追加する改正となります。具体的には、一定の要件を満たす電動キックボード等が対象となります。

イとなりますが、令和4年3月以降、一部メーカーによるトラック、バス用エンジンの燃費、排ガス試験不正が発覚をいたしました。今回の税制改正において、税制上の再発防止策として、不正により生じた納付不足にかかる不足額に係る納税義務を、不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について加算する割合を現行の10%から35%に引き上げるものです。

(3) その他につきましては、項ずれの修正等によるものです。

3の施行期日等となりますが、施行日は令和5年7月1日、令和6年1月1日、令和7年1月1日から施行については記載のとおりとなります。

24ページをお願いいたします。

経過措置として、上記の各施行日以前については、従前の例によります。

なお、2ページから21ページは、条例の改正文、新旧対照表、改正する条例の概要となりますので、後ほどご確認いただければと存じます。

税務課からの説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第35号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託された執行部提出議案の審議はすべて終了いたしました。

執行部の皆様、ご苦労さまでした。

暫時休憩します。



休憩（午前10時50分）

再開（午前11時00分）

委員長 それでは、再開いたします。

その他として、はじめに視察研修についてを議題といたします。

事務局から説明願います。

次長補佐 前回の委員会で「太陽光発電」に関する条例の整備を要望すべきか調査していくとのことで、まず届出が必要な電力数、10キロワット以上、50キロワット以上などの厳しめに規制かけている自治体を調べていくような方向でしたので、30キロワットで規制をかけている千葉県野田市と、10キロワットで規制をかけている埼玉県入間市に視察先を決定させていただきました。

野田市につきましては、野田市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例が平成31年4月1日から施行されています。なお令和3年4月1日に条例が一部改正され、地域住民及び近隣関係者への説明会の義務化、廃棄費用の積立て状況の市への報告の義務化が主な改正になっております。

入間市につきましては、入間市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例が令和5年4月1日に条例が施行となっています。10キロワットの規制や抑制区域、説明会の義務化、市長の同意などの条例となっております。

日程ですが別紙のとおり7月13日、14日になります。

質問事項について協議いただければと思います。

説明は以上になります。

委員長 ありがとうございます。

説明にもありましたが、視察先に事前に質問内容を送付したいと思いますので、質問内容について協議したいと思います。

何かございませんか。

木野委員 桜川市と石岡市に視察行ったときにも聞いたと思うんですが、その内容を書いている紙があるので、これを参考にして質問していただければと思うんですけども。結構いろんなやつが出てるし、後Non-FITっていう意見も聞いてもらったらいいかないかなと思います。

委員長 前回の桜川市と石岡市の視察の際に、大体同じような質問を行ってきたとは思いますが、大体似通った質問になるとは思うんですけど、大体こういうのでいいのかなって思うところなんですよね。前回も事前通告してありますので、これを参考にして、よろしいですかね。つけ加えはFIT制度ということですね。

大丈夫ですか、これに大体似たような質問内容で。

条例を制定する前と制定した後で変わったことと、メリットもあったでしょうし、不

具合も生じた部分もあるのかなんていうのもありますんで、そういうのを中心に質問を考えればいいかなとは思いますが。

いいですか、こういう感じで。

寺門委員 前回私は視察のほうと一緒に参加出来なかったので、詳しい内容はよく分からないんですけども、今回、質問内容をちょっと二つ提案させていただきたいんですけど、もしよろしければ、ご参考にしていただければと思いますんで、二つよろしいでしょうか。

まず1点目なんですけども、抑制区域は、市内全域を対象としたものが良いのか、それとも、区域を定め、指定したものが良いのか。また、市内全域を対象とした場合、何をベースにしたらよいのかという質問が一つです。

委員長 抑制区域をどのように選定したのかっていうことですね。

寺門委員 もしよろしければ、はい、お願いいたします。

委員長 そういう抑制区域の選定が市内全域でじゃなくて、区域によって行われてる場合はどのように選定したのかっていうことですね。はい、分かりました。

寺門委員 2点目でございますが、太陽光発電設備の設置にブレーキをかける条例にすることは難しいが、遊休農地や山林に対しての設置には、ソーラー事業の魅力、メリットがなくなるようなハードルの高い条例をつくるには、何をポイントにしたらいのかという質問です。

以上2点なんですけども、もし参考にさせていただければと思います。

委員長 はい、ありがとうございます。

厳し目に条例を制定したとかということでもよろしいですかね。

厳しくするのはどういうのもって厳しくしたのかとか。

寺門委員 もし厳しくなってるようであれば、何をポイントにすれば、ハードルを高い条例にすればよろしいかっていうことを参考にお聞きできればと思います。

委員長 要は、10キロワットに規制かけているところとか30キロワットで規制かけているところであって、10キロワットが当然ながら厳し目にかけているっていうのはあると思うんですよ。だからなぜその10キロワットにしたのかとか、30キロワットにしたのかっていう理由ですよ。それも多分前回も聞いていると思うんで、その辺も聞きたいと思います。

君嶋委員 うちの委員会って太陽光が市内に増えてきているということで、そういう面で条例をつくらうという話に来てるわけだから、やはりそういう中での先進地っていうか、そういう地域を見に行くということで、できればうちの状況等を見ながら、その間にも感じたことがあれば、委員長を中心にちょっとこういうのを聞いてもらいたいとか、そういうのも早めに出しておけばいいかなと思うんですけど、そういう面で、やはり今、どんどん那珂市内増えてるんで、計画がいろんな近所にも出来ているので、ちょっといろいろと私も聞きたいのがあって、また連絡します。

委員長 事前通告っていう形はとりますけど、当日行って、やはり、直接お話しして質問できると思っていますので、そこまで厳しくいろんなこと全部出す必要もないのかなと思いますし、やはり大体こんなこと聞きたいよっていうのが、ぼやっとしてでも、あらかたあれば、いいのかなっていう部分もあります。当日行って、何も、これ紙もらって終わっちゃうっていうのもね、あれでしょうからやっぱ当日、お互いにいろいろ意見交換する部分もあるでしょうし、いいですかねこの辺で視察研修に関しては。

有意義な視察研修にしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

続きまして、「議員と語ろう会について」を議題といたします。

8月5日土曜日に「議員と語ろう会」が開催されます。午前が中央公民館、午後がらぼーとなりります。

担当の割り振りについて、協議したいと思っております。担当として、司会1名、書記2名、受付2名となりります。

割り振りの調整を行いたいと思っておりますが、前回委員会のときに、午前中が私で午後が副委員長。書記が木野委員と寺門委員、受付は午前が副委員長と議長、午後は私と議長でやりたいと思っておりますのでそれでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 当日、君嶋委員は、別に出かけていかななくちゃならないところがありますので、だから皆さん各負担をいっぱいされますので、議員と語ろう会の際には、いろいろ頑張ってください。

では決定いたしてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

よろしくお願ひいたします。

本日の議題は全部終了いたしました。

以上で総務生活常任委員会を閉会いたします。皆様ご苦勞さまでございました。

ありがとうございました。

閉会(午前11時10分)

令和5年7月11日

那珂市議会 総務生活常任委員会委員長 富山 豪